

令和6年度第5回京都文学賞運営業務に係る受託候補者選定実施要領

京都市では、京都における文学の更なる振興や「文化都市・京都」の発信等に寄与するため、令和元年度に、京都文学賞実行委員会（京都市、京都新聞、一般社団法人京都出版文化協会等）（以下「実行委員会」という。）を設立し、京都を題材とする小説を募集・表彰する「京都文学賞」を創設しました。

この度、令和6年度から令和7年度までの2か年をかけて、第5回京都文学賞を実施するに当たり、令和6年度京都文学賞運営業務に係る業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

なお、本プロポーザルは、京都文学賞の実施に係る京都市の令和6年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものです。そのため、予算が成立しなかった場合又は大幅な減額があった場合は、本プロポーザルの選定等は無効となります。また、予算が成立した場合も、契約の締結は令和6年4月以降となります点、御理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度第5回京都文学賞運営業務

(2) 業務内容

令和6年度は、第5回京都文学賞の作品及び読者選考委員の募集並びに読者選考委員の選考を実施する。また、令和7年度は、作品の選考、読者選考委員説明会及び表彰等を実施するものとする。

詳細は、別紙2-1「令和6年度第5回京都文学賞運営業務仕様書」を確認すること。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ 令和6年度の実施状況が良好な場合は、再度プロポーザルを経ることなく令和7年度の契約を締結することがある。ただし、予算の成立状況によっては、この限りではない。

(4) 契約金額上限額

金5,106,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 参考：令和7年度契約金額上限額 金6,332,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を全て有する者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 書類提出期限の日の令和6年3月18日(月)から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (3) 以下に掲げるいずれかの業務の類似実績を有すること。
- ア 文学賞運営に関する業務の実績
 - イ 広報宣伝業務に関する業務の実績
- (4) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (5) 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定される場合は、上記の(1)~(4)の条件を満たす複数業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)を形成し、契約は、事業者側が定めた代表幹事事業者と実行委員会の間で締結する。
- ※ 契約締結時には、代表者、責任分担等を定めたコンソーシアム協定書(任意様式)の写しを提出すること。

3 参加業者の受付・提案書の提出

- (1) 提出資料 ※ 5部のものは正本1部と複写4部でよい。
- | | | |
|--------------|---------|----|
| ア 参加申込書 | (第1号様式) | 1部 |
| イ 業務実績調書 | (第2号様式) | 5部 |
| ウ 企画に関する提案書 | (第3号様式) | 5部 |
| エ 業務実施に関する調書 | (第4号様式) | 5部 |
| オ 見積書 | (第5号様式) | 5部 |
- (2) 提出期限
令和6年3月18日(月)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法
持参又は郵送(提出期限内必着で書留郵便に限る。)により提出するものとする。
- (4) 提出先
京都文学賞実行委員会事務局(担当: 笹原、梶田)
(京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内)
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎 地下1階
電話: 075-222-3119
FAX: 075-213-3181
メール: bunka-bungaku@city.kyoto.lg.jp
- (5) 提出資料作成に関する質問及び回答
- ア 質問方法
「(4) 提出先」に電子メールで問い合わせることとし(様式は任意とする。)、面談又は電話での質問は一切受け付けない。
 - イ 質問提出期限
令和6年3月11日(月)午後5時まで(必着)
※ 質疑受付期限後の質問は、一切受け付けない。
 - ウ 回答
令和6年3月14日(木)までに、質問者に関する情報は伏せたいうえで質問事項及びその回答を「京都市情報館」に掲載する。

4 提出資料記載上の留意点

WEBサイト「京都市情報館」で公開する本「実施要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

- (1) 業務実績調書 **第2号様式**
2の(3)に掲げる業務の実績について記載すること。
- (2) 企画に関する提案書 **第3号様式**
本業務の企画についての提案を具体的に記入すること。
なお、第5回京都文学賞は、令和6年度から令和7年度にかけて実施する予定であるため、令和6、7年度の2年間の取組イメージを提案すること。
- (3) 業務実施に関する調書 **第4号様式**
 - ア 業務実施方針
本業務における会社又は団体としての取組方針、業務執行体制、業務実施上の配慮事項、特に重視する事項について記入すること。
 - イ 業務実施手法
本業務の実施手法について、具体的に記入すること。
- (4) 見積書 **第5号様式**
本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に提案者で使用している様式での見積書（内訳付き）を添付すること。また、併せて令和7年度の業務に係る参考見積書も提出すること。

5 企画提案書の審査概要

- (1) 審査方法
提出された「業務実績調書」等に基づき、別紙3「令和6年度第5回京都文学賞運営業務に関する受託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目により審査委員会において総合的に評価し、受託候補者1者を選定する。ただし、合計点が満点の6割以上の場合に受託候補者とする。
なお、提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。
また、必要に応じて提案者にヒアリングを実施する場合がある。その場合には、提案者に別途通知する。
- (2) 審査委員会
審査委員会は、以下の委員で構成する。
【審査委員】（4名）
委員長 京都文学賞実行委員会事務局 事務局長
委員 京都文学賞実行委員会事務局 事務局職員3名
- (3) 審査結果の通知
審査結果については令和6年3月末までに、提案者全員に書面により通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。
なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 受託候補者との協議と契約の締結

- 受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。
- なお、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次に評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

7 契約に関する基本的事項

受託者と締結する契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 契約形態
委託契約とする。

- (2) 契約金額
協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (3) 契約内容
契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。ただし、企画提案内容は基本的に実現を約束したものとみなす。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
※ 令和6年度の実施状況が良好な場合は、再度プロポーザルを経ることなく令和7年度の契約を締結することがある。ただし、予算の成立状況によっては、この限りではない。
- (5) 再委託
業務の全部又は主たる部分を包括して第三者に再委託することは禁止する。また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ実行委員会の承認を得ること。
- (6) その他
この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、京都市又は実行委員会が指示するところによるものとする。

8 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、実行委員会の承諾を得た場合のほかは一切受け付けない。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、提出資料を無効にするとともに、虚偽の記載をした者の名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (7) 第5回京都文学賞は、令和6年度から令和7年度までの2か年をかけて実施する予定であるが、本契約期間は、令和6年度の1年限りである。令和7年度の契約については、予算の成立を前提としたうえで、令和6年度の業務受託者と随意契約することを予定しているが、令和6年度業務を適正に遂行したかを判断したうえで、改めて、受託者を選定するものとする。
なお、令和7年度以降の実施内容については、今回提出された企画提案書を基本とするが、令和6年度業務の進捗等に応じ、京都文学賞実行委員会事務局と協議のうえ、修正することも可能とする。

9 スケジュール（予定）

内容	期限
質問受付期限	令和6年3月11日（月）午後5時まで（必着）
質問回答	令和6年3月14日（木）まで
企画提案書提出期限	令和6年3月18日（月）午後5時まで（必着）
審査委員会の開催	令和6年3月下旬
審査結果の通知	令和6年3月末まで
業務委託契約の締結	令和6年4月初旬